

所得税

市・県民税

申告はお早めに

所得税の確定申告

確定申告とは…

1 年間の所得とそれに対する所得税額を計算して、税務署に申告し、納税する(または還付を受ける)手続きのことです。

市役所で受け付けるもの

納税申告

(1) 給与と所得

給料から所得税が天引きされている方は、年末調整で税額が精算されるので申告は不要です。しかし、以下の場合は申告が必要です。

- ①給与とを2力以上から受けている方
- ②中途退職などで年末調整されていない方
- ③給与収入が2000万円を超える方
- ④給与所得以外の所得が20万円を超える方

(2) 公的年金等所得

国民年金や厚生年金などの年金額が一定額を超える方は源泉徴収されていますが、年金には給与のような年末調整制度がないので、申告が必要です。

また、公的年金控除後の所得から各控除を引いた額に残額がある方も、申告が必要です。生命保険会社などから受け取る個人年金は、収入から必要経費(支払保険料等)を差し引いて一定額を超える場合は、申告が必要で

す。公的年金と個人年金の両方を受け取っている方は、それぞれの所得を合算して税額を計算します。

(3) 公的年金等と給与と所得

公的年金や個人年金収入と給与収入がある方は、双方の所得を合算するため、基本的には申告が必要です。

ただし、年金所得(公的年金等控除や必要経費の控除後)が20万円以下なら申告は不要です。これは、年末調整を受けた給与所得者は、給与以外の所得が20万円以下の場合は申告不要とされているためです(市・県民税の申告は必要)。

(4) 一時所得や配当所得

生命保険や損害保険の満期金や保険解約返戻金は一時所得として課税されます。しかし、一時所得には50万円の特別控除があるため、受け取った保険金から払込保険料を引いた差額が50万円以下の場合は、所得

今回は、2月16日から始まる所得税の確定申告受付と、市・県民税の申告(現在受付中)についてのお知らせです。いずれも、締切りは3月15日。3月は会場が混雑しますので、お早めに手続きしてください。

――期間 は 2 月 16 日 ～ 3 月 15 日――

大和税務署

☎262・9411＝代表
☎262・9240＝個人課税第一部門

税はかかりません。

また、株式の配当金は配当所得として課税されますが、上場株式等の配当は、受取時に税率10%(所得税7%、市・県民税3%)で源泉徴収されるため、申告は不要です。

上場株式以外の配当は受取時に税率20%(所得税のみ)で源泉徴収され、確定申告で税額を精算します。ただし、1銘柄1回の受領額が5万円(年1回決算の場合は10万円)以下であるなど、少額配当の場合は申告不要です。ただし、市・県民税にはこの規定がないため、全額申告が必要です。

申告書は、ご自分で作成する自書作成方式です。筆記用具、電卓、前年申告書の控え等をご用意ください



還付申告

給与や公的年金などから源泉徴収された税額があり、その金額が正規の税額より多いときは、申告によって納めすぎた税金が戻ってきます。この申告を還付申告といいます。還付申告をする方は、次の①～⑥のほか、内容に応じて必要書類等を持参してください。

①源泉徴収票や支払調書など源泉徴収税額が分かるもの ②印鑑 ③申告名義人の銀行口座の控え ④筆記用具 ⑤電卓 ⑥生命保険料や損害保険料等の控除証明書、社会保険料の支払額が分かるもの(年末調整分を除く。国民年金は支払い証明書)

※還付申告は、申告期間に限らず、年を通して税務署へ申告することができます。

(1) 医療費控除

本人または生計を一にする親族の病気治療や、出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合は、その金額の5

%)を超えた場合は控除の対象になります。その額を控除額(限度額200万円)とし、扶養控除など諸控除に加算し、年末調整された所得税額との差額がある場合は、還付されます(源泉徴収税額がない方は、還付されません)。

対象となる医療費は、通院または入院し、医師の治療を受けたものなどのほかに、薬局で購入した薬(治療に限る)や、介護保険制度によって提供された、一定の施設・居宅サービスの自己負担分(領収書に医療費控除対象額の記載があるもの)も対象になります。

また、通院のために電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合、往復の費用も控除の対象になります(領収書は必要ありません)。

▷必要書類 ①医療費の領収書(事前に合計額を集計し持参) ②高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金等で医療費の補てんを受けた金額の分かるもの ③公共交通機関を利用した場合その運賃と通院回数の合計額を記載したメモなど。

(2) 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して自宅を購入(家屋の敷地含む)や、増築などをした場合、一定の要件に該当すれば、居住した年から10年間にわたり、税額控除が受けられます。

この控除は、銀行などの金融機関や住宅金融公庫などの公的機関から借り入れた住宅ローンの年末残高(敷地のみは不可。家屋を含む)に応じた額が、所得税額から控除され、税額が軽減されるものです(市・県民税には適用されません)。

▷必要書類 ①土地・家屋の登記簿謄本(登記事項証明書) ②売買(請負)契約書の写し(印紙が貼ってあるもの) ③住民票(今年1月1日以後発行のもの) ④住宅借入金の年末残高証明書(複数あるときはすべ

税理士による申告相談

税理士会大和支部では、小規模事業者(前年度の所得金額が300万円以下の方)および給与所得者で還付申告をする方を対象に、所得税の申告相談と受付を行います。

対象は小規模事業者
給与所得で還付申告する方

▷受付日時 2月13日(火)・14日(水)9時～11時30分、13時～15時 ▷会場 海老名市商工会館(上郷485-2)
※直接会場へ。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

民税課で書類受付のみを実施) ※混雑の状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります ▷会場 市役所401会議室 ▷対象 主に給与や公的年金等収入の方(雑・一時・配当所得などを含む)で、納税や還付(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)の申告をする方

主な用紙は市役所でも配布中

所得税の確定申告書は、前年の申告内容に基づき、必要と思われる方には税務署から送付されますが、市役所市民税課の窓口でも、主な書類は配布しています。なお、消費税申告書等については、大和税務署へ直接お問い合わせください。

て) ⑤増築等の場合は、建築確認通知書の写しか、検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増築等工事証明書。

(3) 年の途中で退職

年の途中で退職し、その後就職しなかった方は、ほとんどの場合は所得税が納め過ぎになっているので、還付申告になります。なお、雇用保険の失業給付金は非課税なので、所得に加える必要はありません。

(4) 公的年金等からの税金を納め過ぎ

公的年金や個人年金などから、所得税が源泉徴収されている場合で、扶養控除や社会保険料控除など控除を追加するときは、還付申告になります。ただし複数の年金の受け取りがあるときは、納税申告になる場合があります。

(5) 給与の年末調整後に追加する控除がある

給与の年末調整後に、扶養親族の追加や、社会保険料の提出し忘れなど、各控除に追加がある場合も還付申告になります。

(6) 災害や盗難に遭った

地震や落雷、火災などの災害や、盗難などによって住宅や家財に損害を受けたときは、雑損控除を利用して、所得税負担を軽くできる場合があります。

▷必要書類 ①損失額の明細書 ②消防署や警察署から交付された証明書。

◆事業所得・譲渡所得等は大和税務署へ市役所会場では、事業(営業等・農業)・不動産・譲渡所得(総合課税・分離課税)・損失申告・青色申告や、平成17年分以前の申告相談は行いませんので、大和税務署へご相談ください(記載済みで提出のみの方は收受しますが、相談はできません)。また、市役所への郵送による所得税の確定申告書の提出はできません。

市・県民税の申告

市 市民税課

☎235・8594

手続きは3月15日までに

2月15日までは市民税課窓口

2月16日～3月15日は401会議室 で受付

市・県民税(住民税)の申告は、2月15日困までは市民税課窓口で、16日困からは401会議室で受け付けます(閉庁日を除く)。

なお、申告の内容は、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童手当などの算定資料になります。3月15日困までに申告書の提出がないと、これらの金額に影響があるほか、課税証明など諸証明の発行ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▷受付期間 2月16日困～3月15日困8時30分～11時、13時～16時30分(国休を除く)

▷会場 401会議室
▷必要書類等(すべて平成18年中のもの)

①支払金がかかるもの(収入)…給与や年金の源泉徴収票。ない場合は1年分の支払明細書 ②社会保険料の支払い額が分かるもの(健康保険や介護保険の領収書やはがき。国民年金は支払い証明書) ③生命保険や損害保険の控除証明書 ④医療費が10万円以上なかった場合はその領収書(合計額をあらかじめ計算してください) ⑤非課税所得がある場合は、その支払い先からの通知や資料 ⑥印鑑 ⑦市・県民税申告書がすでに郵送されている場合はその申告書。

なお、収入がない方は非課税になりますが、市職員が生活状況(市外転出者の扶養、学生、預貯金で生活など)をお尋ねします。

※2月15日困以前でも、必要書類がそろっていれば、市民税課窓口で申告ができます(8時30分～17時30分)。

※申告書は郵送でも提出できますが、必要事項はすべて記入してください。

課税の対象は今年1月1日現在

市内に住所のある方

市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方(住民登録はないが生活の本拠としている方を含む)が課税対象です。

昨年1年間の収入をもとに、一定の所得がある方に対して、今年6月に課税されます。収入がない方でも、同一世帯家族の税金面の扶養になっていない方は、申告が必要です。

申告が必要と思われる方には、昨年の申告内容を参考に、申告書を郵送していますので、収入の有無にかかわらず申告してください。届いていない方で、申告書が必要な場合は、市役所市民税課で用紙をお渡します。

市・県民税の申告が必要な方

市・県民税の申告が必要な方は右上のとおりです。なお、所得税の確定申告書を大和税務署へ提出した方は、課税資料が税務署から市に回送されるため、市・県民税の申告は必要ありません。

～市・県民税の申告が必要な方～

- ①平成18年中の所得が少なく、所得税の源泉徴収税額が0円で、確定申告をする必要がない方(給与や年金の収入から控除を引いた額＝所得が38万円以下の方)
- ②給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円以下の方(＝所得税は申告不要ですが、市・県民税の申告が必要となります)
- ③公的年金のみの収入で、支給された年金から所得税が源泉徴収されていない方のうち、扶養や保険料など控除に変更がある方(源泉徴収税額がある方は所得税の確定申告)
- ④遺族年金・障害年金や失業保険など非課税所得を受給されていた方
- ⑤収入がなく、同一世帯家族の税金面(年末調整や確定申告)での扶養になっていない方
- ⑥扶養義務者が、単身赴任などで市外に転出している場合の扶養親族の方
- ⑦給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がなく、所得税の確定申告をしない方
- ⑧住宅取得等借入金特別控除額があるため、所得税が課税されない方で、医療費控除など控除の追加をする方(市・県民税には住宅借入金等特別控除がないため、他の控除を追加すれば減額になります)

今年から市・県民税が変わります

税制改正のポイント

19年度は国から地方への3兆円規模の税源移譲が行われるため、市・県民税が大きく変わります。

●所得割10%に統一

市・県民税には、所得に応じて負担する所得割と、一定額を均等に負担する均等割があります。このうち所得割の税率が、従来の3段階(5%・10%・13%)から、一律10%(市民税6%・県民税4%)になります。

●定率減税の廃止

税額から一定の額を控除する「定率減税」(18年度は所得割額の7.5%相当額、上限2万円)は、19年度に廃止されます。

●調整控除の新設

市・県民税は人的控除(基礎控除・扶養控除など)の額が所得税よりも低く定められています(差額は下表参照)。このため、同じ所得額でも市・県民税の課税所得額が大きくなります。これを調整するために、市・県

民税所得割額から一定の額を控除する「調整控除」が設けられました。

●個人県民税の超過課税(水源環境の保全・再生)

県では、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、個人県民税の均等割と所得割に対する超過課税を実施します。

この超過課税は個人県民税のみに適用され、市民税には適用されません。また、水源環境保全と再生の事業のみに、活用されます。

▷実施期間 4月1日から5年間(19年度～23年度分) ▷税率 ▶均等割 1000円→1300円(300円上乗せ) ▶所得割 4%→4.025%(0.025%上乗せ) ▷納税者1人当たりの平均負担額 年額約950円。

なお、老年人非課税措置の廃止に伴う減額を受けている方は、19年度は超過課税の対象とならず、20年度からの負担になります。

●老年人非課税措置廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、17年度まで市・県民税が非課税でしたが、この措置が18年度から廃止されています。ただし急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

▷17年度…合計所得金額125万円以下の方は非課税

▷18年度以降…経過措置として、18年度は本来の税額の3分の1を課税、19年度は3分の2を課税し、20年度以降は全額課税になります。

表 市・県民税と所得税の人的控除額の差

所 得 控 除	差 額	所 得 控 除	差 額
障 害 者 控 除	普 通 10,000円	配偶者 配偶者所得38万円を超え40万円未満	50,000円
	特 別 100,000円	特別控除 配偶者所得40万円以上45万円未満	30,000円
寡 婦 控 除	一 般 10,000円	普 通 扶 養	50,000円
	特 別 50,000円	特 定 扶 養	180,000円
寡 夫 控 除	10,000円	老 人 扶 養	100,000円
勤 労 学 生 控 除	10,000円	同 居 老 親 等	130,000円
	一 般 50,000円	同 居 特 別 障 害 者 加 算	120,000円
配 偶 者 控 除	老 人 100,000円	基 礎 控 除	50,000円